

農業委員会 総会（10月） 議事録

日 時	令和5年10月30日（月）	9：00-10：30	
場 所	青 葉 会 館 1 階 会 議 室		
出 席	農業委員会 会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	事務局	事務局長	
事務局			新井 智美
欠 席	農業委員	5	奥山 敏仁
傍 聴 人	0名		

- 1 会 議 事 件
 - (1) 議案第18号 農地法第3条による許可申請について
 - (2) 議案第19号 非農地証明願出書について
 - (3) 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 2 協 議 事 項
 - (1) 農地利用状況調査について（地図の配布）
 - (2) 新島村農業基本構想について
 - (3) 島しょ農業委員・農業者大会について
 - (4) 刈払い機の講習会について
 - (5) その他
 - ① 7～9月分 報酬について
 - ② 活動記録カードについて
 - ③ 農業委員会だより 12月号について
 - ④ 議事録署名人について
 - ⑤ 11月の総会について

1 会議事件

(1) 報告第 18 号 農地法第 3 条による許可申請について

若郷地区 1 筆

10/25 北村委員、天野委員で現地調査を行う。50-60 度ほどの傾斜があり、山林状態のため、場所の特定が不可能とのこと。

相続のため不動産の確認をしていたところ、譲渡名義人の土地があることが判明。新島の不動産については、弟が相続することを協議済みであったことから、譲渡名義人の新島における土地についても農地法第 3 条により譲渡したい。全会一致で承認。

(2) 報告第 19 号 非農地証明願出書について

本村地区 2 筆

10/12 に内藤委員と宮原委員で現地調査。周囲は荒蕪地及び住宅や事業用地に囲まれており 20 年以上にわたって山林状態であった土地のため、現況地目と登記地目を合致させたい。

農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地（オに規定するものに限る。）及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地（第 2 種農地）と判断する。

全会一致で承認。

(3) 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

本村地区 2 筆

10/22、公文委員と吉見委員で当事者立会いの下、現地調査が行われた。昭和 50 年ごろから畑以外として使用されていたとのこと。事業規模の拡大に伴い、建設用仮設資材等の保管場所が必要となったため、全代表の所有地に隣接した土地を賃借。以来資材置き場として使用していたが、このたび土地の名義を変更するために売買することとなった。

当該土地は長年地目「畑」のまま使用されていたことから、農地法第 5 条の転用申請であるが、事後転用のため、追認という形で顛末書を添付した上での申請となる。

全会一致で承認。

大沼委員： 地目は畑以外になる？

事務局： 雑種地へ変更となる予定。

公文委員： 今後は違反転用について追認申請を推進していく？

石野会長： 追認はなるべく避けたい。課税状況を確認し、20 年以上「畑」以外であれば非農地申請をお勧めする。追認は農業委員会の怠慢ともとられるので今後は違反転用をなくすべくパトロールの強化が必要。

宮川委員： 20 年の証明とは？追徴課税は？

石野会長： 課税台帳上の日付を確認、日付が 20 年以上前でスタートされていれば、その写しが証明となる。

事務局： 台帳以外には、写真も可能。ただ、日付がしっかりと刻印されるカメラで撮られている必要がある。

小久保委員： 農地法を知らない人が多いことが問題では？

事務局： おっしゃる通り。そのため、頻繁に農業委員会だよりやリーフレットで周知を心掛けてい

るが、読んでもらえない可能性があることから、農業委員会委員の皆様の協力が必要。パトロールで違反転用への注意、呼びかけを行って頂きたい。

宮川委員： 相続されたら農業委員会へ伝わる？相続していない場合、税金はどうなる？

事務局： 畑の相続は農業委員会への届出が必要。法務局からの通知を受け取る固定資産課税台帳との照合を毎年かけているので、農業委員会が相続を基本的に知りえないことはない。

吉見委員： 税金は納税管理者が指定されるので、相続登記が行われなくても支払うこととなる。

宮川委員： 勝手に納税管理者が決められる？

事務局： 勝手に決まることはなく、登記名義人が亡くなられた時点で相続人へ確認がいく。

2 協議事項

(1) 農地利用状況調査について

事務局： 利用状況調査の強化期間は夏ごろだが、夏は体力的に厳しいこと、観光シーズンの最盛期であること、調査に時間がかかることから、今から地図を配布する。先月の話で、担当地区は決めておきたいとのことなので、それぞれのチームで話し合い、調査を進めていただくようお願いしたい。

(2) 新島村農業基本構想について

事務局： 基本構想の完成版の紹介。必要な方へは、印刷もしくはPDFにてお渡しするので、お声がけいただきたい。

(3) 島しょ農業委員会・農業者大会について

事務局： 11月6日、7日に開催。当日飛行機で間に合い、帰りも飛行機最終便で戻ってこられる行程。今回は奥山委員、百井委員と、花卉農家の視察のため、農業者として公文氏が出席予定。来年度はまだ行かれていない委員へ声がけするので、出席願いたい。

(4) 刈払い機の講習会について

事務局： 刈払い機の講習会が1月に開かれる予定。主催は農協だが、農業委員会も共催として参加、協力願いたい。詳細は決まり次第追って連絡する。

<質疑・応答>

大沼委員： 畑で迷う人が多い。看板はどうなっている？人に合わなければ出ることもできないし、電波がなければ自身の居場所をGoogleで検索することもできない。連絡がついたとしても居場所を伝えることもできないため、簡単な大字が記載された看板を立ててほしい。

事務局長： 取り急ぎラミネートなどで簡易的なもので対応する。

公文委員： 乾燥する季節のため火災が頻発している。乾燥、風、枯草と条件のそろっている畑は危ないので今一度周知願いたい。

事務局： 放送を検討する。

(5) その他

- ① 農業委員会だよりについて
12月担当委員は公文委員、大沼委員、天野委員、前田委員、植松委員
※切：令和5年11月10日（金） ※切厳守で
- ② 議事録署名人について
出席者の中から議席順で指名（10月分：公文委員、宮川委員）
- ③ 11月の総会について
11月24日（金）

— 閉会 —

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。